

令和 7 年度用 国民健康保険税 計算シート

※年度の途中で世帯の一部の方に加入・脱退がある場合や、加入者が 40 歳・65 歳・75 歳となる年度は正しく計算されません。
また、給与・年金・営業所得以外の所得がある場合はお手数ですがお問い合わせ下さい。

医療分	後期高齢者支援金分	介護分（40 歳～64 歳のみ）
所得割（加入者ごとに計算） 令和 6 年中の総所得金額等 ① 円 基礎控除 430,000 円 所得割算出基礎額 ② 円 ② × 5.8% = ③ 円 均等割 ※未就学児は 0.5 人とする 34,500 円 × ④ 加入人数 人 = ⑤ 円 ① の世帯での合計が一定額以下の場合、 ⑤ × 【軽減割合 2 割 or 5 割 or 7 割】 = ⑥ 円 (③ の世帯合計額) + ⑤ - ⑥ = ⑦ 円 ※賦課限度額 660,000 円を超える場合は⑦を 660,000 円とする	所得割（加入者ごとに計算） ② × 2.1% = ⑧ 円 均等割 12,300 円 × ④ = ⑨ 円 ① の世帯での合計が一定額以下の場合、 ⑧ × 【軽減割合 2 割 or 5 割 or 7 割】 = ⑩ 円 (⑧ の世帯合計額) + ⑨ - ⑩ = ⑪ 円 ※賦課限度額 260,000 円を超える場合は ⑪ を 260,000 円とする	所得割（40 歳から 64 歳の加入者ごとに計算） ② × 2.1% = ⑫ 円 均等割（40 歳から 64 歳の加入者のみ） 14,700 円 × (40 歳から 64 歳の加入人数) = ⑬ 円 ① の世帯での合計が一定額以下の場合、 ⑬ × 【軽減割合 2 割 or 5 割 or 7 割】 = ⑭ 円 (⑫ の世帯合計額) + ⑬ - ⑭ = ⑮ 円 ※賦課限度額 170,000 円を超える場合は ⑮ を 170,000 円とする
年間保険税 ⑦+⑪+⑮ 円 × ⑯(加入月数) ヶ月 ÷ 12 = 保険税 ⑰ 円		

一月あたりの保険税 ⑰ ÷ ⑯ = 円

※任意継続等、他の保険料との比較の際には一月あたりの保険税で比較して下さい。

問い合わせ先 日野市役所保険年金課 保険税係 TEL 042-514-8279